

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

資料1-2

(環境省27-⑤)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	115	236	270	233
	補正予算(b)	0	0	0	-	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	115	236	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	92	191	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	モントリオール議定書(1987年採択)					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	基準値	実績値					目標値	達成
		元年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	
		5,562	470	342	335	283	集計中	0	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
		-	4,120	3,736	2,946	2,894	集計中	減少傾向を維持	○
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
		-	3,958	4,543	4,463	4,424	集計中	増加傾向を維持	×

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展有り
	(判断根拠)	<p>○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2013年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2013年時点で約95%の削減を達成している。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成25年度までに約70%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、フロン回収・破壊法から名称を変更して平成27年4月1日から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)において、冷媒フロン類対策を強化している。</p> <p>○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、概ね増加傾向を維持している。今後も、フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画案に掲げた回収率7割という目標を平成42年までに達成する必要がある。</p>

果	施策の分析	<p>○モントリオール議定書、オゾン層保護法等によるオゾン層破壊物質削減対策は一定の成果を挙げている。</p> <p>○一方、回収率の向上や、平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法により新たに導入された制度の確実な運用を推進する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○オゾン層の保護・回復のため、本施策は不可欠であり、引き続き継続していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○モントリオール議定書に基づく削減計画の目標年であり、地球温暖化対策計画においても目安値を設定している平成32年までは現在の指標について引き続き確認する。</p> <p>○地球温暖化対策計画案において冷媒フロン類回収量を平成42年までに7割回収するという目標を掲げていることを踏まえ、次期測定指標における目標を「平成42年度7割回収」とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、フロン回収・破壊法の改正に係る指針及び省令・告示に関し、意見を聴取した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	馬場 康弘	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	---------